

相続税と死亡保険金

はじめに

FDSグループ代表

エージェンツバンク(FDSグループ) 主任研究員

世界には相続税のない国がある。例えば、中国、モナコ、インド、マレーシア、カナダ(1971年)、オーストラリア(1979年)、ニュージーランド(1992年)、スウェーデン(2004年)、ポルトガル(2004年)、シンガポール(2008年)、オーストリア(2008年)、ノルウェー(2014年)等だ(カッコ内は相続税を廃止した年)。

また、経済産業省の「対外直接投資促進体制整備調査(17年2月)」で把握しているG7(米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、日本)以外の127カ国について、相続税のある国44カ国に対し、ない国は83カ国となっている。相続税を廃止した事情は各国さまさまであるが、主な理由は「富裕層の海外流出の防止および「多額の相続税負担による、事業承継の問題(特に個人事業主や中小企業)等の解決策」「徴税のコストパフォーマンスが低い」「所得再分配の効果が不明確」等である。

1. 日本の相続税制

(1) 歴史

日本の相続税制は日露戦争開戦の翌年(1905年(明治28年))に、その戦費調達を目的として導入された。当時は家督相続が基本であったため「遺産課税方式(被相続人に課税するイメージ)」で始まった。遺産課税方式とは被相続人の遺産額全体(相続前1年以内の贈与は相続財産に加算)を課税対象とするもので、よって相続人の数やその分割方法等によって税負担が変わることはない。家督相続の規定は、戦後(1947年(昭和22年))に民法で家督相続が廃止されるまで

吉富明彦

関戸恵子

(費用対効果)は高くないが、近年相続税を強化する傾向にある。あらためて、日本や海外の相続税制を確認するとともに、相続税の視点から死亡保険金の活用を考えてみる。

相続税負担増の傾向、保険金活用で対策を

方式とは、相続人が相続により取得した相続財産を課税の対象とする方法で、つまり各相続人が相続財産に応じた相続税を支払うものである。1953年(昭和28年)には、取得者の一生を通ずる取得財産の記録が困難なことからこれを廃止し、贈与のつど課税する贈与税を導入した(相続前2年以内の贈与は相続財産に加算)。

また、13年度(平成25年度)の相続税・贈与税に係る税制改正では、相続税の基礎控除額が「5000万円+1000万円×法定相続人数」から「3000万円+600万円×法定相続人数」に大幅に減額され、同時に最高税率が50%から55%に引き上げられた。さらに23年度(令和5年度)の税制改正では、相続財産に加算される生前贈与が相続開始3年前から7年前に変更される等、相続税の増徴改正が続いている。

2. 海外の相続税制

(1) 米国

米国の相続税制は被相続人を課税対象とする遺産課税方式で、「遺産税(Estate Tax)」という。よって、相続人数等の状況によって課税額が変わることはない。米国では1人の人間の財産が移転するたびに課税(贈与税、遺産税、世代跳躍移転税)される「生涯累積課税制度」で、その生涯課税額は1206万ドル(約15億7000万円)である(22年9月現在)。つまり、例えば親が子に贈与をした場合、年間の非課税枠1万6000ドルを超える分だけ生涯課税枠が減り、相続が発生したときの遺産額が残っている生涯課税枠以内ならば遺産税は課税されない。

ちなみに米国市民からその配偶者である米国民への相続は非課税である。また、米国は累進課税方式で最高税率は40%である。

(2) 英国

英国の相続税も米国同様遺産課税方式であり、配偶者には課税しない。相続税率は原則40%均一である。また、英国では不動産がほとんど非課税である。

ちなみに、英国には贈与税が存在しない。ただし贈与後7年以内に相続が発生した場合は、経過年数に応じて課税される(約8%~40%)。

(3) ドイツ、フランス

ドイツとフランスの相続税制はともに遺産取得課税方式を採用している。ドイツの最高税率は30%で、フランスは45%である。

なおフランスでは、米

国・英国同様配偶者は免

3. 相続税と死亡保険

(1) 非課税枠

最後に相続税の観点から、死亡保険金の活用例を挙げてみる。

(2) 現金支給

相続税に課税される遺産は、現金や預金、有価証券、不動産や株式、美術品・貴金属等が多いと、きはずぐに現金化することが難しい場合がある。死亡保険金は現金によって支払われるので、相続税の支払いに充てること

(3) 代償分割

相続税が不動産等複数の相続人で分けられることが難しい場合に、相続人の1人がすべてを相続し、代わりにその人が他の相続人に対し相続分相当の現金を支払う方法がある。これを「代償分割」という。

死亡保険金は保険金受取人固有の財産であるため、遺産分割協議の対象外である。

よって全ての遺産を相続する相続人を死亡保険金の受取人とすれば、その相続人は死亡保険金を代償分割の資金に活用できる。

homai web

保険毎日新聞社のホームページ

スマホはこちらのQRコードから



0万円×法定相続人数」の非課税枠があるので、節税に利用することができ(相続人受け取りに限る)。

相続税に課税される遺産は、現金や預金、有価証券、不動産や株式、美術品・貴金属等が多いと、きはずぐに現金化することが難しい場合がある。